

令和5年度 柏市立酒井根小学校 いじめ防止基本方針

本方針は、「いじめ防止対策推進法」（平成25年6月28日公布。9月28日施行）の施行に伴い、人権尊重の理念に基づき、柏市立酒井根小学校の全ての児童が充実した学校生活を送ることができるように「いじめ問題」を根絶することを目的に策定するものである。

この法律の趣旨を踏まえるとともに校内体制を整備し、「いじめ防止対策」を推進する。

1. いじめの定義・基本理念

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条）

いじめの防止等のための対策は、いじめがすべての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。（法第3条）

2. 組織

●「生徒指導・特別支援教育部会」

生徒指導主任，特別支援教育コーディネーター，養護教諭，各学年1名
日頃からいじめ問題等，児童生徒の生徒指導上の課題に対応する。

●職員会議

年度初め及び必要に応じて、「学校いじめ防止基本方針」を元に職員研修を実施するとともに、いじめの状況や特別な支援を要する児童について、毎月、全職員で共通理解を図る。

●「いじめ防止対策委員会」

校長，教頭，教務主任，生徒指導主任，学年主任，学級担任，教育相談コーディネーター，養護教諭，スクールカウンセラー（SC），スクールソーシャルワーカー（SSW）

いじめの未然防止対策，早期解決の取り組み以外に、いじめに関する研修会の開催。いじめ防止のための児童への一斉指導。いじめに関するアンケート調査（毎月1回・教育相談日）の実施。いじめ防止に向けた保護者との連携等の企画・運営も担当する。組織図は、【別紙1】の通り。

3. 未然防止

児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養い、いじめを許さない学校・学級の風土を醸成するため、次のような取組を行う。

- 自己指導能力の獲得を目指したわかる授業の推進
- 道徳教育の充実
- 豊かな人間関係作り実践プログラム
- いのちを大切にするキャンペーン
- いじめ防止推進月間（12月）の取り組み
- SOSの出し方に関する教育

4. いじめの早期発見

- (1) いじめに関するアンケートを月一回行い、必要に応じて、児童からの聞き取りや指導を行う。
※アンケート等の保存期間は、児童生徒や保護者から長期間の経過後にいじめ重大事態の申立てがなされることもあり得ることを踏まえ、国のガイドラインや柏市立小中学校の管理規則にのっとり、指導要録と同様に実施年度の末から5年間とする。
- (2) 教育相談日を毎月一日（第2週金曜日）設け、保護者にも周知する。
- (3) 定期的に評価アンケートを行い、その結果を適宜、情報発信する。
- (4) 相談ポストを設け、常時相談を受け付ける。
- (5) 授業中、休み時間等授業時間外の児童の人間関係を観察し、日常的にいじめの早期発見に努める。

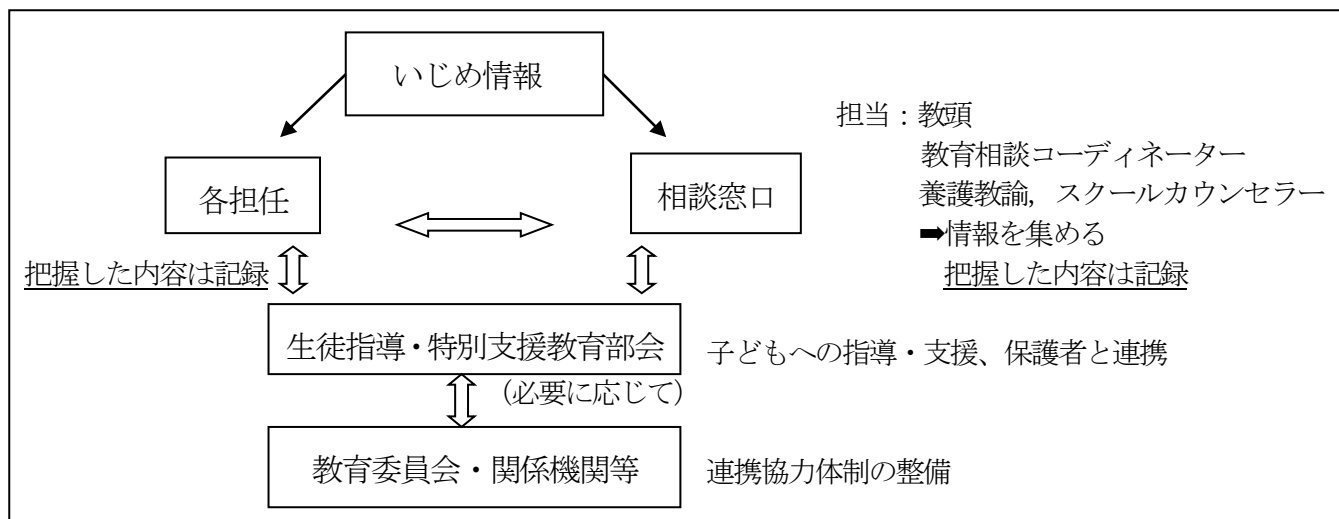
5. いじめの相談・通報

学級担任をはじめ相談しやすい教職員への連絡・相談はもちろん、具体的な窓口を決め、「いじめ」の早期発見に努める。また、いじめについて相談することや通報することは適切な行為であることを十分確認する。教員は児童が相談しやすいように信頼関係を構築する。

「いじめ」の相談窓口：教頭、学級担任、養護教諭、教育相談コーディネーター

6. いじめを認知した場合の対応

【相談・指導体制関連図】



<重大事態⇒教育委員会や関係機関等との連携>

- (1) 重大ないじめ事案や児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある犯罪行為と認められた場合には、法第23条6項に基づき、直ちに警察署生活安全課及び千葉県柏児童相談所に相談・通報を行い、支援を要請する。
- (2) いじめに関わった児童の心身と関係性の修復及び再発防止に努める。
 - ①児童または保護者の要望に応じて、いじめに関わった児童及び保護者に対してSCによるカウンセリング等を行う。
 - ②いじめが原因で不登校が発生した場合には、教育支援センター、学習相談室への通級・通室によっていじめに関わった児童の学びの場の確保を行う。

<保護者への連絡と支援・助言>

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援やいじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明したいじめ事案に

関する情報を適切に提供する。

※法は、いじめの要件をいじめられている児童生徒の主観を重視した定義に立っている。保護者には保護者会等で具体的事例に即して法第2条の「いじめの定義」の共通理解を促し、どんな小さいいじめも初期段階から見過ごさない姿勢を共有するように努める。

7. 指導について

<被害児童に対して>

スクールカウンセラーを活用し、心のケアを行い、安心して学校に通学できるように配慮する。

<加害児童に対して>

在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に当該児童に対して懲戒を加える。ただし、懲戒を加える際には教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促す。また、「観衆」としてはやし立てたり、おもしろがったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の指導も行う。

8. 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

【いじめの重大事態の調査に関するガイドライン 文部科学省 平成29年3月(抜粋)】

- ①児童生徒が自殺を企画した場合 ・自殺を企画したが軽傷で済んだ。
- ②心身に重大な被害を負った場合 ・暴行を受け、骨折した。・投げ飛ばされて脳震盪となった。
- ③金品等に重大な被害を被った場合 ・複数の生徒から金品を強要され、総額1万円を渡した。
- ④精神性の疾患を発症した場合 ・心的外傷後ストレス障害と診断された。
- ⑤いじめにより転学等を余儀なくされた場合 ・欠席が続き(重大事態の目安である30日には達していない)当該校へは復帰ができないと判断し、転学(退学等も含む)した。

(2) 対処

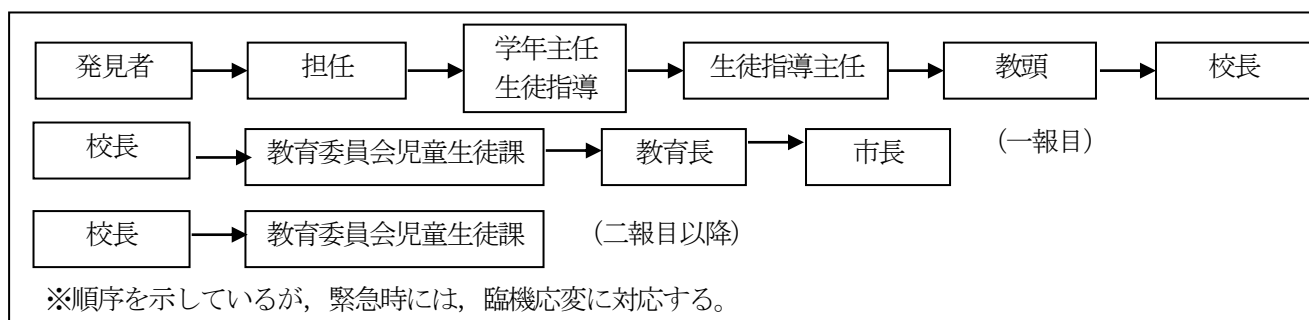
- ①教育委員会児童生徒課に連絡する。
- ②学校が調査主体となる場合は、いじめ対策委員会を母体として調査に当たる。
- ③スクール・カウンセラー及び必要に応じてスーパーバイザーの派遣要請をする。
- ④事実確認のための調査を行い、必要に応じて関係機関と連絡をとる。
- ⑤上記結果を児童及び保護者に提供する。
- ⑥以後、誠意をもって解決にあたる。

(3) ネットいじめへの対応について

ネットトラブルに対しては、当事者(書き込みをされた被害者、書き込んだ加害者、場を提供しているサービス業者)ではないので、削除や発信者情報開示の代行はできません。

※訴訟となった場合、「被告」になる恐れあり。弁護士法第72条「非行為」禁止

【重大事態発生時の対応】

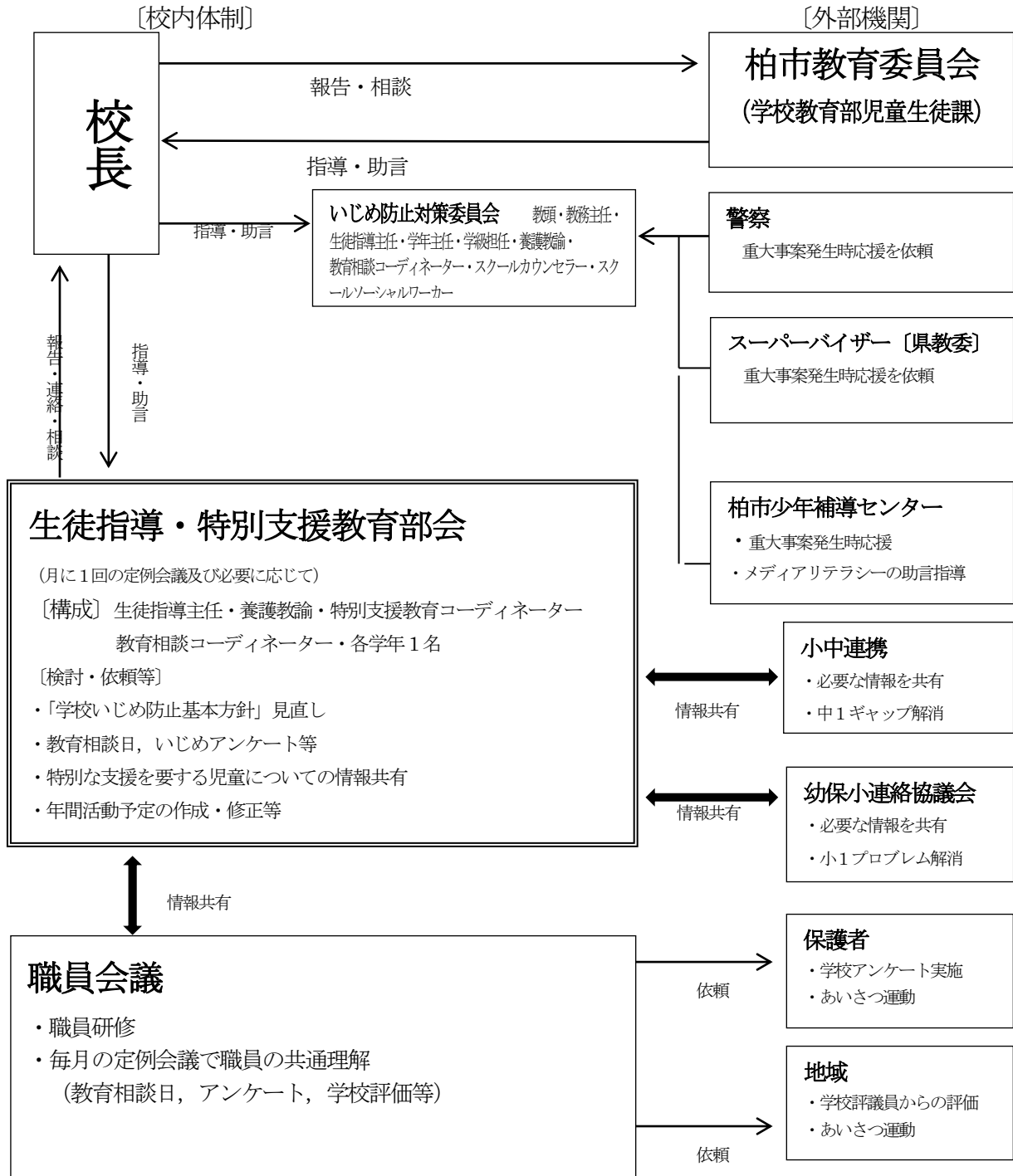


9. 公表, 点検, 評価等について

本基本方針の策定に際し, その内容を保護者や地域住民, 児童にも検討してもらい, 策定後の取り組みが円滑に進められるようにする。

【別紙1】

【組織図】



10 . いじめの相談・関係機関との連携

【関係諸機関との連携】(保護者向け)		(児童・生徒向け連絡先)
○柏市教育委員会児童生徒課	04-7191-7210	●24時間子供SOSダイヤル
○教育支援室 (教育相談, 電話, 相談)	04-7131-6671	0120-0-78310
○千葉県教育庁東葛飾教育事務所	047-361-4103	●千葉いのちの電話
○千葉県子どもと親のサポートセンター	043-207-6028	043-227-3900
○柏警察生活安全課	04-7148-0110	●柏市補導センターやまびこ電話
○千葉県警東葛飾地区少年センター	04-7162-7867	0120-66-3741
○柏市少年補導センター	04-7164-7571	●千葉県警少年センター
○柏市こども福祉課 子ども支援室家庭児童相談	04-7167-1458	0120-783497

令和5年9月1日改定